

初期近代ドイツの刑吏（I）

高木正道

序論にかえて

「過去においては氏族をはじめとする多種多様な団体が、物理的暴力をまったくノーマルな手段として認められていた。ところが今日では、次のように言わねばなるまい。国家とは、ある一定の領域の内部で——この『領域』という点が特徴なのだが——正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間共同体である、と。国家以外のすべての団体や個人にたいしては、国家の側で許容した範囲内では物理的暴力行使の権利が認められないということ、つまり国家が暴力行使への『権利』の唯一の源泉とみなされているということ、これは確かに現代に特有な現象である」（ウェーバー『職業としての政治』脇圭平訳）。初期近代（十六〜十八世紀）のドイツにおいて「正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間共同体」としての国家を求めるとすれば、それは高級裁判権（流血裁判権）の担い手としての領邦国家と都市なかならずく帝国都市であった。

一六四八年のヴェストファーレン講和条約は、すでに一五五五年の真の勝利者であった帝国諸身分の自由権（Libertät）、

かれらの領邦支配権 (*ius territoriale*) をあらためて承認することにより、ドイツ帝国内の「小国分立状態」(*Kleinstaterei*) を固定化し、領邦国家化を究極的に確認した。そしてこの状態は基本的に、一八〇三年に三〇〇有余の領域群が整理統合されて三九の政治的單位に再編されるに至るまで続いた。一八〇三年の帝国代表者会議主要決議によって、マインツ選定侯領を除くすべての聖界諸侯領が没収され、多くの小さな諸侯や伯が陪臣化され、帝国都市もわずか六つ（北ではリューベック、ハンブルク、ブレーメン、南ではフランクフルト、ニュルンベルク、アウクスブルク）に減らされてしまふ。だがそれ以前には帝国都市は五一を数え、それらは、一定の領域内での正当な物理的暴力行使を独占していた限りで、多数の領邦国家と並ぶ「国家」であった。確かに広大な農村領域をも支配するイタリアの都市国家に比肩しうる帝国都市はひとつもなかったけれども、当時の帝国都市の多くはイタリアの場合とはまた違った意味での「都市国家」として存在し、それらの市参事会は領邦君主と同格の「公権力」(*Obrigkeit*) の役目を果たし、刑事裁判権を行使したのである。要するに初期近代においては、主として領邦国家と帝国都市が「ある領域の内部で、支配手段としての正当な物理的暴力行使の独占に成功したアンシユタル的な支配団体」としての国家であり、そして刑事裁判権の保持者たるこれらの国家が刑吏の雇主であった。したがって刑吏は初期近代ヨーロッパにおける法文化の不可欠の要素であった。

一般に認められているところによれば、正当な物理的暴力行使としての刑罰の執行を専門的職業とする刑吏が初めて登場するのは十三世紀の帝国都市においてである。すなわち、一二七六年のアウクスブルクの都市法にはドイツで最初の刑吏 (*Henker*) に関する記述が見られる。そこでは八節にわたって刑吏の職務が規定されており、それらは刑吏がすでに賤視された存在であったことをうかがわせる（阿部謹也『刑吏の社会史』一二七ページを参照）。続いて一三一二年にはブラウンシュヴァイクに、リューベックでも同じ頃に刑吏が登場する。そして中世の末期になると、比較的大きな

都市と刑事裁判管区はすべて刑吏をもつようになった。

刑吏の登場以前には判決の執行は原告ないし被害者（またはその親族）に委ねられていた。裁判所は、刑執行のための道具（例えば斧）を用立てるなど、補助的な役割を果たすにすぎなかった。原告はみずから刑を執行したり、あるいは自分が雇っている非自由人にやらせたりした。投石の刑はすべての共同体員がかかわる事柄であったし、住民全員が絞首綱を引くこともあった。またフランケン地方で行われたように一番新しく結婚した新婚の夫が死刑囚の首に綱をかけるところもあれば、最も若い参審人がその任に当たるところもあった。いずれの場合にも刑の執行者がそれによって穢れるということはなかった。

ところが、J・ゲルンフーパーによれば、地域によって大きな差があるけれども、十五世紀になると、職業上の義務でもないのに刑を執行することは身を危うくするようになる。つまり、人々のあいだに処刑執行を嫌悪する感情が芽生え、処刑はそれに関与した人を穢すタブーとみなされるようになったのである（具体的な事例については、『刑吏の社会史』一三九ページ以下を参照）。専門職としての刑吏の導入は、こうした処刑にたいする新しい感覚とメンタリティーの産物であった。

「中世後期ほど死に思いをめぐらした時代はなかった。死に思いをめぐらす態度は、市民的な世界の見方 (Weltbetrachtung) と結びついて大抵の人々から刑罰を執行する力を奪いとり、刑吏職を導入するよう強いた。だがまた死に思いをめぐらす態度は、市民的な世界の見方と結びついてトラウマ (精神的外傷) をつくりだし、刑吏をまともな社会から追放した。」

「人々はいやいやながら処刑を執行し、その代償としてトラウマに蝕まれた。このトラウマの犠牲者が刑吏であった。」

刑吏にたいする賤視の起源を解く鍵を「無意識」のうちに見出そうとするゲルンフーパーは、刑吏が賤視されるようになった理由をこう説明し、「刑吏が賤民とされたのは、民衆の誤判に基づく死刑執行 (Justizmord) によってであった」

という言葉でかれの論文を結んでいる。

刑事職の導入と普及は、このように一方では、都市における市民的生活様式の発展とそれにともなつて生じたメンタリティーと感覚の変化の結果であるが、他方でそれはまた以下に見るような裁判と刑執行の分離とも密接に関連していた。

中世においては訴訟と判決の言い渡しと刑の執行は一体のものであり、それらはすべて公開で行われた。読むことも書くこともできない者が大勢いた時代においては、そうすることによつてのみ人々は法の内容を知ることができたからである。したがつて法は決して抽象的な秩序ではなく、すべての人が実際の生活のなかでみずから関与する現実であった。一四九七年のハンブルクの都市法の手写本に載っている一枚のミニアチュールは、起訴から処刑にいたる全過程が公開であつた古い裁判の模様を伝えている。

また中世においては「原告なきところ裁判官なし」という原則が通用していた。そのため一方では多くの犯罪が罰せられることなく放置され、他方では犯人が審理のまゝに原告と和解してしまうということもありえた。こうした「当事者主義」的な考え方が支配的などころでは、原告が主たる裁き手で、裁判官は精々のところ単なる審判にすぎなかつた。しかしこのような裁判が正常に機能しえたのは、原告と被告がともに供述の正しさを保証してくれる十分な援助者を見出すことができた狭い閉鎖的な社会においてであつた。

ところが中世後期に犯罪が増加し、原告が現れなくなつた状況のなかで、公共の安全のために平和の破壊者の跳梁を阻止しなければならなくなると、そうした古い訴訟手続では最早やつてゆけなくなつた。平和秩序の維持をみずからの課題として自覚しはじめた国家、すなわち領邦国家と帝国都市は、このような状態を克服すべく、十六世紀以降ますます

す糾問主義的な刑事裁判権を確立していった。従来は被害者の訴追がなければ裁判は始まらなかったのにたいし、公権力は今や被害者の訴追を待たずに（原告も証人もいない）犯罪を捜査し、みずから犯人を捕らえて処罰するようになる。こうして十六世紀以降、古い弾劾訴訟にかわって糾問訴訟が登場してくるのと時を同じくして、かつては一体のものであった起訴から刑の執行にいたる過程は二つの部分に分かれた。つまり、捜査と判決の作成を含む訴訟は、公開での判決の言い渡しと本来の刑罰行為、すなわちいわゆる「最終裁判日」(endlicher Rechtstag)ならびに公開処刑から分離されたのである。判決の確定は公衆を排除するかたちで官憲の裁判権の排他的な所管事項として秘密裡になされたのにたいして、判決の言い渡しは公開で行われ、処刑は大観衆の見守るなかで厳格な儀式として執行された。前半部分は本来の法的行為を意味したのにたいし、後半部分の目的は正義を公開の場で表現することであった。元来は原告と被告との争いの場であった最終裁判日の意味は根本的に変化し、その機能は判決の言い渡しと犯人の自白を公開することに縮小されてしまった。

このような裁く行為と罰する行為の分離には、裁くことは名誉であるが、罰することは名誉を傷つけるという見方が対応していた。裁判官が名誉ある職業として評価されたのにたいして、それに劣らず公権力の機能を代行した刑吏は不名誉な仕事として貶められたのである。こうして裁判権力は、みずから下した判決の執行で手を汚すことを避け、それを刑吏という独自の官職に委ね、殺害ではなく真実の発見だけにかかわるようになっていった。

第一章 刑罰の体系と処刑儀式

刑罰の体系

初期近代の刑罰体系は罪の重さにしたがって四段階に分かれていた。最も低いレベルにあったのが教会の刑罰で、贖罪した罪人は名誉を剥奪されることなく社会に復帰することができた。贖罪の本来の目的は、大罪を犯したキリスト教徒が公的な贖罪によって神およびキリスト教徒の共同体と和解することにあつたが、特に十七世紀以後、公的な名誉刑の体系が形成されていくにつれて、教会の刑罰は世俗の刑罰体系のなかに組み込まれていった。次の段階が名誉刑で、これによって犯罪人は名誉を奪われたが、そのために社会から閉めだされることはなかつた。第三段階は身体切断刑と身体刑で、それにはしばしば法共同体からの排除、すなわち市外追放や国外追放が結びついていて、それは社会からの排除を意味し、社会的あるいは肉体的な死につながることも稀ではなかつた。名誉刑と身体刑を理論上区別することは可能であるけれども、実際には両者は互いに他方の要素を含んでいた。というのは、晒し台に立たされる受刑者は観衆からさまざまな暴力行為を受けたし、また答打ちは同時に名誉の喪失をも意味していたからである。名誉刑と身体刑は、刑事裁判で有罪となつたけれども死をもつて罰するまでもない犯罪を対象とした独自の刑罰形態であつた。単なる盗みやある種の風俗犯罪、詐欺や神の冒瀆がこれに教えられた。恩赦によって死刑を免じられるかわりにこれらの刑が科されることもあつた。最後が重犯罪にたいして科された種々の形態の死刑（斬首、絞首、車裂き、火炙り、生き埋め）である。現代の刑罰体系のなかで中心的な位置を占める罰金刑や懲役刑もあるにはあつたが、それらは当時の刑罰体系において副次的な役割しか果たしていなかつた。以下これらの刑罰について順を追って説明していくが、最初に挙げた教

会の刑罰は刑吏の仕事とは関係がないので省略する。

(一) 社会的制裁の性格を帯びた名誉刑は、伝統的な懲戒の慣習との関連においてかなり早くから存在していたが、公権力による刑罰としての名誉刑の発展は比較的遅く、名誉を中心的な社会的カテゴリーとみなす身分制社会が形成されてくる十五・十六世紀のことであり、いくつかの身体刑と同様に十九世紀まで存続した。

名誉刑の中心舞台は晒し台ないし晒し柱であった。それは市庁舎のまえ、市の立つ広場あるいは教会のそば、要するに平日に大勢の人々が集まってくる場所に位置していた。晒し台は不名誉な犯罪を罰するための刑具であり、それに触れることはタブーであった。だが他方で晒し台は都市が誇りとする高級裁判権の象徴でもあった。晒し台は中世に刑具として現われ、十五世紀に大いに広まり、啓蒙主義の時代をこえて十九世紀になってもまだ使われていた。地域によって晒し台の形態は実にさまざまであった。最も簡単なものは晒し柱であり、その最も完成されたものは遠くからでもよく見える石造りの晒し台であった。不名誉な場所であることを標示するために、晒し台には、猿や豚のような不潔な動物や刑吏を描いた彫刻がついていることも珍しくなかった。晒し台の刑がすべて刑吏によって行われたわけではないが、同時に身体刑が科されるときには常に刑吏がそれを執行した。そして大抵、晒し台の刑には身体刑が結びついていた。

晒し台の刑は独立した刑として科されることもあれば、多くの場合にそうであったように笞打ちや市外追放ないし国外追放と結びつくかたちで副次的な刑として科されることもあった。単なる盗みやあらゆる種類の詐欺(価格のごまかしやいかさま賭博)、姦通から近親相姦までの風俗犯罪、さらに神の冒瀆や偽証が、このようにして衆人監視のなかで罰せられる不名誉な犯罪に数えられた。晒し台に立たされることが屈辱的だったのは、鉄の首枷をはめられて晒し者にされたからだけでなく、見物人の嘲笑の的になり、かれらから汚物を投げつけられたからであり、こうなると身体刑とほ

とんど変わるところがなかった。また受刑者の犯した破廉恥な行為を絵や文字で描いたプラカードを、罪人の身体にぶら下げたりそばに立てたりするというのもしばしば行われた。多くの切断刑は晒し台で行われたが、そのあと指や手や耳が晒し台に打ちつけられることもあった。最も不名誉であったのは、晒し刑に加えて焼き印や笞打ちが科されたり、晒し刑の直後に市外追放や国外追放が続く場合であった。晒し台の刑は常に共同社会からの排除を意味したわけではなけれども、それが他の刑罰と結びついた場合には、受刑者は名誉を奪われ、「まともな」(child) 社会からの脱落者とみなされた。

(二) 身体の切断は一般に共同社会からの排除を意味する古来からの刑罰であったが、十六世紀以降減少していき、次第に身体刑と名誉刑にとって代わられた。最も重い切断刑は眼を抉る刑で、二度と法廷で証言をできなくすることが意図されていた。同様に古い伝統をもち、もつとずっと頻繁に行われたのが手の切断で、暴力行為や故殺、偽証や詐欺の場合に適用された。似たような刑として指の切断があった。これは手の切断に代わるもので、特に偽証の場合に適用された。詐欺やウアフェーデ(復讐断念誓約)違反がこれで罰せられることもあった。この刑を受けた者はもう二度と宣誓することができなくなつた。同じく頻繁に行われたのは耳の切断で、とりわけ女性にたいして些細な盗みや風俗犯罪の場合に適用された。舌の切断も広く行われた刑であったが、時には舌に切れ目を入れるだけにとどまつた。

以上のような身体切断刑以外に、二つの身体刑が広く行われていた。焼き印と笞打ちがそれである。両者は身体刑であると同時に大いに名誉を傷つける刑でもあった。焼き印は死刑の次に重い刑であり、とりわけ窃盗に適用された。それは絞首刑に代わるものとして執行され、たいてい市外追放や国外追放を伴つた。死刑にかわる厳しい懲罰が必要だと考えられた下層の民衆がその対象となつた。焼き印は額もしくは背中を押され、絞首台の標章や各都市の紋章がその印

として好んで用いられた。この刑は切斷刑と同様に衆人環視のなかで刑吏によって執行された。焼き印を押されることは、宣誓能力を奪われるばかりでなく、不名誉な存在に貶められることを意味した。それは、犯罪者を生涯にわたって公的に標示することを意図した刑罰でもあった。焼き印を押された者にとって「まともな」仕事を見つけることはもはや不可能であった。

笞打ちの刑は、たいてい他の刑罰と結合するかたちで十六世紀以降最も頻繁に行われた。それは焼き印よりは幾分軽いとみなされていたが、それでも晒し台に立たされるよりはるかに屈辱的な刑であった。刑吏によって大抵は裸にされた上半身にたいしてなされた。血が出るまで打ち続けることも珍しくなく、市外追放や国外追放が結びついているときには決められた道を通って市の立つ広場から市門まで行く途中ずっと笞で打たれた。この刑は独立した刑罰としても、また名誉刑と結合して特に死刑の代用としても行われた。あらゆる身体刑のうちで笞打ちは最も長く存続し、十九世紀になってもまだ行われていた。

(三) 古来から伝わる処刑方法は火炙り、溺死、生き埋めであった。それらは十六世紀にはまだいたるところで見られたし、一部の地域では十七世紀初頭においても実施されていたが、それ以後は意義を失っていった。罪人のあらゆる痕跡を根絶・抹消することがその目的であったので、これらの処刑はいわば社会を清める儀式にほかならなかった。それ相応に償われなければ社会に災いをもたらすような仕方ですら特に宗教的倫理的秩序を破った犯罪から、社会はおのれ自身を祓い清めたのであった。とりわけその対象となったのは女性であった。

生き埋めの刑は姦通のような性犯罪、配偶者殺し、嬰兒殺しにたいして、時には重竊盜にたいしても適用された。それは一般に女性にたいする刑罰で、男性の場合これに対応するのは車裂きであった。犯罪人はたいして衣服を脱がされ

て絞首台の下に掘られた穴に仰向けに横たえられ、手足を縛られ、茨で蔽われ、脚から上のほうへと埋められていった。この刑にはしばしば杭刺しが結びついていて、それは埋められるまえに行われることもあれば、そのあとに行われることもあった。その象徴的意味は不明であるが、死者がこの世に戻ってくるのを不可能にするためであったことは明らかである。と同時に、そうすることによってゆっくりと窒息死するのを待たずに済んだ。

もっと広く行われていたのが溺死で、その主たる対象は同様に女性であったが、男性にも適用された。嬰兒殺し女、姦通者、異端者がとりわけこの刑に処せられた。ここでは水の浄化力が罪を洗い流す象徴として重要な役割を演じていた。溺死は十六世紀を通じて行われ、十七世紀になると徐々に減っていったが、プロイセンとザクセンでは嬰兒殺しにたいして再び頻繁に適用されるようになった。刑の執行によって死刑囚が溺死するか否かは必ずしも確実ではなかった。この刑にはまだ神明裁判の要素が残っていた。処刑は一般に橋の上で行われた。死刑囚の衣服を脱がし、かがんだ姿勢でひかがみの下に棒を通し、棒の下をくぐらせた両手を両足に縛りつけ、橋から川に突き落とし、刑吏の助手が長い竿で水中に押し沈めた。

火炙りは犯罪者を地上からいわば最も完全に抹消する清めの刑であった。魔術、異端、毒殺、獣姦、通貨偽造で有罪判決を受けた人々が性別にかかわらずその対象となった。火炙りが最も蔓延したのは反宗教改革時代の十六世紀においてであった。それ以後この刑が行われたかぎりでは、犯罪者はあらかじめ絞殺されたり首に一袋の火薬を巻きつけられたりしたので、焼き殺される前に死んでいた。そのようなことが行われたのは、火が勢いよく燃えないときには刑の執行は長時間を要し、非常に痛ましい状況になったからである。しかもそれは費用のかかる処刑方法であった。通常は地面に柱を立て、その周りに柴の束や藁や薪を積みあげ、死刑囚の首や身体を鉄の鎖で柱に縛りつけた。時には手足を縛って薪の山の上に横たえたり、椅子に座らせることもあった。火炙りはすべてが灰になるまで続行しなければならず、

燃えずに残った骨は粉々に打ち砕かれた。そして残骸はすべて絞首台の下に埋められるか川に投げ棄てられた。獣姦の場合には動物も一緒に焼かれた。火炙りは確実に死をもたらず刑ではあったけれども、生き埋めや溺死と同様にしばしば予期せぬ事態を招くことがあり、痛ましくも恐ろしい光景が出現した。刑の執行に全責任を負う刑吏が別の刑に代えたがったのも領ける。それゆえ刑吏が死刑囚を事前に絞殺したり、その首に火薬の袋を掛けたりしたのは、人道的な気持ちだけからそうしたのではなく、処刑をスムーズに進行させたいという願望によるものでもあった。

車裂きと四つ裂きないし八つ裂きもまた古くから伝わる処刑方法であった。血生臭いなぶり殺しにも等しいこれらの刑には清めの機能はあまりなく、むしろそれらはなによりも報復と威嚇の観念を具現した刑罰であり、したがって古い身体切断刑に対応していた。これらの刑に処せられたのは圧倒的に男であったが、女の場合も伝えられている。車裂きと四つ裂きは大量虐殺や政治的反逆罪のような重罪にたいして適用された。四つ裂きは少なくともドイツでは頻繁に威嚇手段として用いられた割には実際にはあまり行われておらず、十六世紀以降はほとんど執行されることがなかった。これにたいして車裂きは十九世紀になっても凶悪な虐殺者にたいしてかなり広く適用された刑罰であった。だが死刑囚を事前に刺殺ないし絞殺することも珍しくなかった。

四つ裂きの例証はごくわずかしかないが、それだけに徹底した記述が残されている。それは特に反逆者と国王殺害者を罰する極めて恐ろしい刑であった。馬によって引き裂くのが本来のやり方であったが、馬の力だけで生身の人間を引き裂くことは容易でなかったため、刑吏が関節に切れ目を入れることによってはじめてこの刑は成功した。そこで馬を使わない方法が考案された。刑吏とその助手が犯罪者を裸にして板張りの寝台の上に寝かせ、すべての手足を縛りつけ、まず専用の大きなナイフで胸を下から上へ切り開いて、内蔵、心臓、肺、肝臓を取りだし、次にそれらを死刑囚の口に投げつけ、あとで大地に埋めた。そのあとさらに死刑囚をテーブルかベンチか丸太の上に載せ、特別な斧で首を切り落

とし、身体を四つに切りわけ、それら一つ一つをメインストリートに立っている櫛の円柱や絞首台に釘で打ちつけた。

車裂きは残酷で屈辱的な刑であった。この刑に処せられたのはもっぱら男性で、それは特に強盗殺人者と配偶者殺しに適用された。十七世紀以降は犯罪人はしばしば前もって斬殺または絞殺されるようになった。これは恩赦として行われたのであるが、それによつてこの刑の威嚇効果が薄れることはなかった。というのは、観衆が事前の絞殺について知ることが稀であったからである。威嚇効果という点では、車裂きの刑にまさるものはなかった。まず死刑囚を裸にして杭につないで地面に縛りつけ、手足の下に木を差し込んで地面から浮いた状態にし、重い車輪で手足を打ち砕いた。あるいはまた犯罪者を車輪の形をした台の上に横たえ、その身体を足のほうから頭のほうへ、またはそれとは逆の方向へと打ち砕いた。犯罪者が事前に絞殺されていない場合には、希望に応じて恵みの一撃を受けることができた。刑具としての車輪は新品で未使用のものでなければならなかった。死刑囚の死体は車輪の輻に絡ませ、それを杭の上に載せて立てておき、鳥のついでに任された。この時まで死にきれないでいる死刑囚はこの無残な姿で死を待つほかなかった。最も頻繁に執行されたのが絞首台での吊し首と剣による打ち首であった。これらの刑は昔から存在していたが、それが支配的な処刑形態になったのは、処刑が公権力によつて排他的に管理されるようになった十七世紀以降である。これらの刑によつて罰せられた最も普通の犯罪は窃盗と殺人であった。

吊し首は古い時代には最も頻繁に執行された死刑であった。それは重窃盗と詐欺にたいする刑罰として主に男性に適用されたが、その恥ずべき性格のゆえに十七世紀以降は斬首に席を譲った。それは犯罪人の生命と名誉を奪うだけでなく、その家族全体の名誉を傷つける最も恥辱的な刑であった。そのため親族が剣による打ち首に代えてくれるよう恩赦を嘆願することも珍しくなかった。おそらくこのことと関連していると思われるが、ニュルンベルクの刑吏フランツ・シュミットの日記には、「泥棒だが」お慈悲により剣で打ち首の刑に処した」といった記述が散見される。地元の市民や身

分の高い人々の場合には、時代が下るにしたがって大抵この望みが叶えられるようになっていった。絞首は拭い去ることのできぬ恥辱であつたばかりでなく、当時の人々の考えからすれば破滅的なことであつた。死体は鳥の餌食にされ、犯罪人を埋葬することも許されず、かれの霊にはどんな安らぎも認められなかつた。その意味でこの刑は車裂きと類似する面をもつていた。

絞首は様々な仕方で行われたが、二つのやり方が一般的であつた。①縛られた死刑囚は梯子を自分で後ろ向きに昇らなければならぬ。刑吏はかれの首に繩をかけて梯子から突き落とす。②刑吏の助手が死刑囚をベルトで引き上げ、同じく首に繩をかけて下へ突き落とす。後者は面倒な方法であつたが、前者の場合は綱が短いと絶命するまでにしばらくかかつたので、刑吏はしばしば死刑囚を下から引張らねばならなかつた。罪の重さに応じて絞首の仕方に変化をもたせることができた。例えばどれだけ長く吊しておくべきかが厳密に規定された。あまりにも長いあいだ吊しておく、死体が落ちたり、手足が盗まれたりする危険があつた。こうした盗みは死者の身体にはある種の病気を治す力が宿るといふ迷信から起こつたのであるが、死刑囚の家族もまた死体をそっくり盗み、それを埋葬して親類の者たちに魂の安らぎをもたらそうとした。

こうして十七世紀以降は斬首がますます支配的な処刑方法になっていく。それは最も軽いと同時に最も恥辱性の少ない死刑の形態であつた。貴族や身分の高い人々は一般に斬首に処せられた。絞首の場合と同様に死刑囚は目隠しを当てられ、両手を後手に縛られて、首をあらわにして確実に一太刀でしとめられるようにした。立つたままで行われるときもあれば、跪いたり椅子に座つたりすることもあつた。それは最も苦痛の少ない死刑方法であつたので、大抵の人々が希望した。しかし一刀両断のもとに首を打ち落とすのは決して生易しいことではなかつた。一太刀で血が噴き出し首が落ちれば観衆は満足した。だが死刑囚は突然首を動かすことがあるので、刑吏はそうしないようあらかじめ同意を得よ

うとした。というのは、処刑に失敗した場合、刑吏の命が危うくなったからである。他方「見事な」一太刀は民衆と官憲の賞賛を浴びた。斬首に処せられたのは故殺、強盗、近親相姦、嬰兒殺し（十七世紀以降）、および重大な詐欺であった。斬首のあと犯罪者が絞首台の下に埋められるか、後代に頻繁に行われたように解剖に回されるか、それとも墓地に埋葬されるかは、しばしば減刑に依存した。斬首後すぐに友人や親類の者たちによって名誉ある埋葬をしてもらえるのは特別な恩赦であった。

処刑儀式の中心舞台は絞首台のある刑場である。通常それは都市のはずれの見晴しのよい小高い丘の上にあった。絞首台は古い流血裁判権の象徴として裁判管区の境界に聳え立っていた。斬首は市庁舎のすぐまえの中央広場に設置された断頭台で執行されることもあったが、絞首、車裂きあるいは火炙りは、その恥辱性、残忍性、悪臭のゆえに一般に都市の外で行われた。遅くとも十七世紀以降、ラーベンシュタイン (Rabenstein) とも呼ばれる刑場が、都市の中央広場の小さな断頭台——それは処刑が終るごとに刑吏とその助手たちによって片付けられた——とは区別されて、大勢の見物人が遠くからでも処刑の模様を細大漏らさず観察できるように石の土台の上に大掛かりに建造された。

絞首台は古い伝統社会において特別な意味をもっていた。一方でそれは市庁舎と並ぶ高級裁判権の目に見える象徴であり、その保全と維持は都市当局や領邦国家の重大な関心事であったが、他方でそれは万人によって忌み嫌われた穢らわしい場所でもあった。だから絞首台の改築あるいは新築は公権力の命令によって集められた当該地域のすべての手工業者によって行われた。公権力の名のもとに全員が参加することにより穢らわしい刑場に触れても個々人の名誉は守られるとされたのである。刑吏が高級裁判権のいわば陰の部分を体現していたように、刑場は市庁舎に具現された都市権力のネガティブな側面を代表していたのであるが、刑場と市庁舎が一緒になってはじめて都市の最高権力の完全なシン

ボルたりえたのである。

告白と拷問

処刑を含む種々の刑罰の執行以外に、刑吏が本業として行わなければならなかった仕事に拷問がある。古い裁判体系の非人間性の極致を表す拷問は、教会と国家によって認められた真実発見のための手段であり、尋問の一形式にほかならなかった。刑罰を科すためには証言と状況証拠だけでは不十分で、被告人の告白が処罰にとつての不可欠の要件であった。拷問はその告白をひきだすための有効な手段と考えられていた。といつても、めつたやたらに拷問が行われたわけではない。もはやほかに方法が残されていないような場合を除いて、裁判所は拷問に訴えることを躊躇した。というのは、拷問に耐えぬいた被告人は釈放されることになつていたからである。

告白は口頭でも文書でもよかつた。記録係が尋問調書の末尾にそれを書き留めたり、あるいは文章化された告白に犯人が署名させられたりした。建前上は告白は「自由に」かつ「強制されずに」行われねばならなかつた。だから拷問によつて強いられた告白は、拷問のあとでもう一度繰り返し返されねばならなかつた。告白が自由に強制されずに行われたときにはじめて、判決は法的効力をもつことができた——たとえこの自発的行為と納得がそれ以前に行われた拷問による強制の結果としてもたらされたものであるとしても。このようなわけで犯人はしばしば「最終裁判日」に告白を繰り返しさせられた。

通説によれば、「拷問はゲルマン法にその起源をもつものではない。それはローマ法の継受にもなつて広がり、異端審問と魔女裁判において初めて用いられた。拷問はここでサタンとの闘いにおける決定的な武器となつた。そしてそれ

は次第に、糾問手続によって行われるすべての重犯罪訴訟の中に入り込んでいった。拷問の限度と取り扱いは長いあいだ個々の裁判官による規制に委ねられていたため、ひどい拷問の濫用が生じた。カロリーナ刑法典（一五三二年）がはじめて拷問に法的な規制を加えた（「ファン・デュルメン『恐怖の劇場』」）。

拷問は特別に設けられた照明のある部屋で行われた。犯人の肉体的な忍耐力をチェックするさいには裁判官と二人の参審人と書記官が立ち合うことになっていた。拷問を実際に担当したのは刑吏で、かれは一つ一つの行為について報酬を受けた。拷問は段階的に執行された。それはまず大きく三段階に分けられ、最後の段階がさらに三つのレベルに細分された。

第一段階では刑吏は拷問器具をただ見せるだけである。拷問具を示しながらその説明を行うことによって裁判官は容疑者の口を割らせようとした。しばしばこれだけでも所期の効果が達成された。しかしながらこのような威嚇が奏効しない場合には第二段階に進んだ。容疑者は衣服を脱がされて親指や足に枷をはめられた。この段階ではまだ締めつけて痛みを与えることはしない。だがしばしば裸にされるだけで犯罪人は意気消沈し、多くの者は抵抗することを諦めてしまった。しかしそれでも駄目な場合には第三段階つまり実際の拷問へと進んだ。まず親指締めから始められた。それは二枚の鉄板から成り、そのあいだに両手の親指を入れて締めつける。痛みを強めるために刑吏が鉄板を叩くこともあった。足締めの場合にも同じことが行われた。第二レベルでは梯子のうえで引つ張られた。容疑者は梯子に乗せられて足の関節を固定され、背後で縛られた両腕を、それが振じ折れるまで引き上げられた。苦痛を増すために足に重りを付けたり、犯罪者をしばらく吊りたりすることも行われた。最も苛酷な第三レベルは実に多種多様であった。犯罪人は（スパイン式）ブーツをはかされ笞で打たれたり、身体を硫黄マッチで焼かれたり、指の爪のしたに先を尖らせた松の木片を突き刺されたりした。この段階では刑吏と裁判官の思いつくままに様々な拷問が工夫された。特に魔女裁判において

はおぞましい残虐行為が見られた。

多くの容疑者は拷問の第一あるいは第二レベルで抵抗する氣力を失った。だが自白することなくすべてのレベルでの拷問を耐えぬいた者は、無罪とみなされて釈放された。しかし無罪となったからといって、彼または彼女は決して無傷で済んだわけではなく、すでに拭いさることのできない汚名を負わされていた。というのは、拷問のさいに刑吏に触れられて名譽を奪われていたからである。かれらは共同社会から排除され、大抵は住んでいた都市を去らねばならなかったばかりでなく、投獄と拷問を理由に復讐することはしないという誓約（ウアフエーデ）をさせられた。

しかし啓蒙の世紀になると、拷問は眞実を發見するうえで不適切な方法として次第に退けられるようになる。というのは、拷問は眞実を明らかにするよりも頻繁に虚偽の自白をつくりだすことになったからである。十八世紀のバイエルンとオーストリアの刑法典は拷問をあらためて根拠づけたけれども、その適用は少なくなっていた。そしてプロイセンでは早くも一七五四年に、ザクセンでは一七七〇年に、オーストリアでは一七七六年に、だがバイエルンとヴェルテルンベルクではやっと一八〇九に、またゴータでは一八二八年になってようやく拷問は廢止された。

公開処刑と民衆

貴族や高位高官が犯罪人である特殊な場合は例外として、初期近代においては処刑はすべて公開で執行され、老若男女貴賤の区別なく多くの人々がそれを見物した。処刑を行う公権力の側も、できるだけ多数の見物者が集まるように、意識的にそれを一種の祭りとして演出した。われわれ現代人の感覚とメンタリティーからすれば狂気の沙汰としか思われぬが、当時の人たちにとって処刑は觀衆のまえで行われねばならなかった。秘密裡になされる処刑には誰もがな

やら胡散臭いものを感じた。ある程度の規模の都市の住民であれば、十六・十七世紀には年に一、二回は処刑儀式を体験し、容易に消えることのない深い印象を心に刻みつけたにちがいない。十八世紀も後半になると処刑は減少していくが、それでも公開処刑を一度も見ることなく生涯を終える人はほとんど皆無に等しかった。ゲーテは『詩と真実』のなかでフランクフルト・アム・マインの市民生活について次のように述べている。「市民生活の平穏と安全を脅かすおぞましい事件にも事欠かなかった。あるときは火災が私たちの安らぎをかき乱し、またあるときは大罪が発覚して、その調査と処罰のために町は幾週間も不安のなかに包まれた。私たちは否応なく様々な処刑を目撃することになった。」

この現代人にとって奇異な世界を理解するためには、われわれはまずわれわれ自身の常識と通念を絶対視することをやめなければならない。公開で行われる処刑は過去のヨーロッパを含む伝統社会における公共的文化の重要な構成要素でもあった。社会的・道徳的あるいは宗教的秩序のいずれにたいする毀損であれ、どのような罪が犯されたのか、そしてそれはいかにして償われるべきかを、罪の重さと種類に応じて公開の処刑儀式によって実演してみせたのが伝統社会の刑罰であった。古い法が目ざしたのは犯罪人を更生させることではなく、秩序を破った者に肉体的な苦痛を与えることよって法を再建することであった。それゆえ、罪を償わせその報いを見せしめるという意図から、刑罰は犯罪がひき起こした残忍な害悪と同じ程度に残酷でなければならなかった。犯された罪は刑罰を通じて識別され断罪され償われたのである。そのさい問題にされたのは、犯罪人の動機でもその更生可能性でもなく、罪の重さと社会的地位にしたがって犯罪人を除去することであった。

観衆のいない処刑は無意味であった。というのは、犯罪者を死に至らしめることだけがその目的だったのではなく、処刑儀式を主催する公権力は、威嚇によって犯罪を防止すると同時に、自己の裁判権のうむを言わせぬ力を誇示し、執行された判決にたいする臣民の側からの同意をとりつけようとしたからである。公権力による刑罰はそれによつてはじ

めて法的拘束力を得た。こうして民衆は裁判の有効性の証人にさせられたわけであるが、といつてもかれらは見せしめのために演じられる処刑儀式の単なる客体に甘んじていたわけではない。民衆もまた処刑の公開を強く要求した。かれらは一方では処刑が正しく行われるようチェックし、他方では祈りを捧げて犯罪人がキリスト教徒として死ぬことを可能にしてやろうとしたばかりでなく、救済の意味をもつにちがいない正義と清めの行為の証人たろうとした。さらにまた犯罪人自身が処刑の公開を望んだ。なぜなら、それによつて罪を償い、友人や知人に別れを告げ、キリスト教徒として死ぬ機会を得ることができたからである。

したがつて、犯罪者の残酷な殺害は公開処刑の一面でしかなく、処刑にはもつと広い意味が含まれていた。それは宗教的な供犠の性格を帯びたセレモニーであり、教会の祭りと同様にキリスト教的要素と迷信的要素が融合した宗教的行爲であり、救済と制裁とが一つになった民衆の祭りであつた。すべての観衆の注視の的になつたのは刑吏と権力との犠牲になる死刑囚であつた。死刑囚は罪を犯したのであり、それゆえそれにふさわしく死なねばならぬ人間であることは疑いもなかつた。しかし罪を自白し、死ぬ覚悟を言明するや死刑囚はもはや悪人ではなくなり、己れと世界を自分が犯した罪から解き放つために死出の旅に赴こうとしている悔俊したキリスト教徒に変身した。凶悪な犯罪者が死ぬ間際になつてどうしてかくも大きな共感と同情をもつて迎えられるかは、公権力にとつて最後まで不可解な謎であつた。潔く死んでいった死刑囚はすべての罪から解放されるばかりか、そのまま天国へいくと一般の人々は確信していた。「処刑によつてよび起こされる残酷な興奮と粗野な同情は、民衆の精神生活の糧であつた。それは教訓を含んだ見世物だつた」(ホイジンガ『中世の秋』)。

処刑儀式における死刑囚の特殊な地位は、一人または二人の聖職者が祈りかつ歌いながら処刑台までかれにつき添つて行くことによつていつそう高められた。しばしば特別な衣装——例えば白衣——に身を包み、手を縛られた死

刑囚は群衆のなかを刑場に向つてゆつくりと歩いて行つた。彼あるいは彼女は祈り、しばしば立止まつて飲み物を飲み、告解し、見物人に別れを告げた。十八世紀には死刑囚の行進に学校の生徒たちがつき従い、感銘深い唄いの歌を歌うことも稀ではなく、そのためキリスト教の葬儀さながらの観を呈した。クライマックスはラーベンシュタインへの到着である。ここで死刑囚は聖職者と官憲にかねらの公正かつ寛大な取り扱いたいにして感謝の意を表し、観衆、特に彼女は彼女が危害を加えた人々に謝罪した。死刑囚はまた民衆を祝福し、立派で感動的なスピーチを行うことも稀ではなく、そのなかで彼または彼女は、自分のように邪悪な罪を犯さぬようにと忠告し、真のキリスト教徒としての生活を讃えた。犯罪者たちはこの一回かぎりのチャンスを利用して、生涯の最後の瞬間に匿名の状態から抜け出し自分を誇示しようとした。死刑囚が悔い改めたキリスト教徒として威厳ある死に方を示し、そのため殉教者のごとく賛美された場合も数多くあつた。

だが処刑儀式に宗教的性格を付与したのはこのキリスト教的要素だけでなく、この血生臭い供犠にはまた極めて迷信的魔術的な観念が入り交じていた。罹病せずに健康体のままで死んだ人間の身体には、病気を治したり似たような奇蹟を起こす力が宿っていると一般に信じられていた。例えば血は癩癩に効くとされており、刑吏は官憲の許可を得て死刑囚の血を容器に受けとり、患者やその家族に与えた。このように処刑には、死刑囚と殉教者の同一視に基づく一種の聖遺物崇拜が付随していた。

一八〇〇年、嬰兒殺し女ヘネケン (Heneken) が処刑されたときのことである。理由は不明であるが、彼女は、女性としては稀有の例に属する車裂きの刑に処せられた。ただし、当時のプロイセンの慣習にしたがつて事前に絞殺されていたようである。処刑が終わつて「刑吏の徒弟がラーベンシュタインを掃除していると、人々の殺到が激しくなつた」と当時の記録は報じている。「ある者は好奇心から、またある者は血で染まつた砂をいくばくか買つて、効くと盲信され

ている癲癩の治療やそれ以外の迷信的な用途に使うために、ラーベンシュタインに登ろうとした。」

民衆の法観念

民衆は十六世紀以降、公開処刑にたいして直接の影響力をもはや及ぼすことができなくなるが、見物する観衆による同意のない処刑は社会的に法的有効性を認められず、また公権力も公開処刑を通じて民衆に懲罰を加えようとしたので、民衆の関与を完全に排除することはできなかつた。そのため支配権力の誇示としての処刑は一転して死刑囚にたいする同情の表出と公権力による刑罰にたいする抗議行動へと急変することもありえた。要するに民衆は受動的な観衆の役割に甘んじようとはしなかつたのである。「人々を恐怖させる君主権力のみを明示するはずのこうした処刑のなかにはカーニバルの要素が存在していて、そのため役割の逆転が生じ、権力者は嘲弄され、犯罪者は英雄視される」(フリーコー)。

十七世紀後半に頂点に達する処刑の厳格な儀式化は、裁判と刑執行の分離の結果であると同時に、民衆が判決を恭順に受け入れないのではなからうかという恐れから生じた方便でもあつた。したがって処刑劇場への外部からの介入を排除し、民衆を威圧し、復讐行為を高権に基づく制裁に変え、神と人間の権利に基づいた——万人を拘束する——正義の審判として演出することがセレモニー化の狙いであつた。

実際には、死刑囚が無罪であることが知られている場合でも処刑が妨害されることはめつたになかつた——もつともそうした危険があれば裁判所は大量の軍隊の動員を命じたのであるが。また裁判官の法観と民衆のそれとが常にくい違つていたわけではない。強盗や殺人者が処刑されるときには、民衆は厳しい判決に異義を唱えることなく、緊張と満足をもつて処刑を見守つた。しかしながら、民衆の法観念は官憲のそれといくつかの点で異なっており、ある状況が生じれば

ば死刑囚を釈放しなければならぬという信念が、かれらの観念世界に深く根を下ろしていた。そのような状況が生じるのは処刑の直前または最中であり、そのとき刑場は緊張と興奮の坩堝と化した。死刑囚がすでに刑吏の手に委ねられていても、予想もつかないことが起こりえたのであり、そうした不測の事態は多分に神の思召しとみなされた。十六世紀以後にも残っていた民衆のあいだでの不文律としては、例えば、結婚の申込みによる免罪、なんらかの理由で処刑が失敗した場合の受刑者の放免、処刑を手際よく執行できなかった刑吏を罰する権利があった。いわば慣習法として民衆の法観念を強く支配していたこれらの確信のために、仰々しい儀式化にもかかわらず、処刑がどのような結果に終わるかは実際にそのときになってみなければ分からなかった。

十九世紀になってもまだ民衆は、死刑を宣告された者でも、彼または彼女との結婚を申し出る乙女または青年によって免罪されうると確信していた。だから刑吏もまた死刑の宣告を受けた女性を娶ることによって彼女の命を救うことができた。法学者たちはこの慣習にはつきりと反対したのにたいし、司法当局は十八世紀になってもまだ曖昧な態度をとってきた。犯罪人との結婚は政治社会からの排除を伴った。すなわちその夫婦は市外や国外に追放されるか、刑吏と結婚した女性は賤民として生きる運命を甘受しなければならなかった。いずれにしてもそれは茨の道であった。

裁判所がもつと大きな困難に直面したのは、処刑のやり直しを認めない伝統的な民衆の法観念との衝突においてであった。綱が切れて絶命しなかったり、水中に突き落とされた者が溺死しなかった場合、処刑をもう一度やり直すことは、民衆が抱き続けてきた法観念からすれば、受け容れ難い所業であった。一般の人々はそのような偶発事件を神判と見て、犯罪は未遂に終わった処罰によってすでに償われたと確信していた。十六世紀にはこの点で新しい法学と古い民衆の法観念とのあいだの溝がはつきりと現れてくる。民衆はその後もかれらの信念と慣習に固執したけれども、司法当局はそれを次第に抑圧し、さらに絶滅しようとした。十七世紀以降処刑をやり直すのが一般的になっていったが、十八世紀にい

たるまでこの問題は依然として法学上の論題であつたことから推測されるように、裁判所は何度も民衆の法觀念と対決しなければならなかつた。

絞首よりも斬首のほうが失敗しやすかつた。その場合は騒々しい抗議が起つたばかりでなく、刑吏が実際に攻撃されることさえあつた。斬り損じたために重傷を負つたけれどもまだ死にきれずにいる死刑囚に、刑吏が二度目の太刀を振り下ろそうとするときの残酷な光景は、それを見ている者たちに報復の念をよび起こした。最初の一太刀で見事なし遂げることを要求した民衆は、そのようなむごたらしい不手際は刑吏を罰することによつて償われるものと考えた。このような場合、見物していた民衆はすぐに衝動的に行動を開始したのではなく、事がすべて終つてから、つまり三度目の太刀によつて死刑囚が死ぬのを待つてから刑吏を処罰した。十七世紀半ば以降大勢の兵隊が刑場を守るようになり、処刑に失敗した刑吏にたいする攻撃は目立つて減少したけれども、刑吏は十九世紀の半ばにいたるまで処刑に失敗したときの民衆の激しい怒りに脅えていた。

処刑がかなり頻繁に失敗したのは刑吏の果たすべき任務があまりにも過大であつたことによる。かれは感情の高ぶつた大觀衆の見守るなかで一刀両断に死刑囚の首を打ち落さなければならなかつた。そのうえ刑吏は觀衆の野次によつて心をかき乱され、なによりも死刑囚の恨みに満ちた責めるようなまなざしで見つめられるのが怖かつた。それをまへもつて避けるためにかれはしばしば死刑囚に職務上そうせざるをえない旨を述べて謝罪した。嬰兒殺し女を打ち首にするときに最も頻繁に処刑の失敗が起つたようである。彼女たちが美しくても若く、民衆が彼女たちに憐憫の情を感じており、刑吏自身さえもが当の刑罰があまりにも苛酷すぎると思つている場合には、かれの心は動揺し手元がくるつた。処刑は刑吏にとつて常に伸るか反るかの厳しい試験であつた。かれは、すべての人々を満足させる処刑に成功し、裁判官が判決の執行を公的に確認したとき、はじめて安堵の胸をなでおろすことができた。この規則に定められた通りの

締めくくりがなければ、刑吏は通常いかなる報酬も受けとることができなかった。

第二章 身分制社会と刑吏

初期近代の身分制社会

初期近代ヨーロッパの社会は身分制社会（Standesellschaft）であつた。そこでは人々は貴族、騎士、聖職者、市民、農民というふうに分かれ、種々の身分は同権ないし平等ではなく、ヒエラルヒー的に序列化されていた。身分制社会では、すべての人がその出生と仕事の種類と社会的地位に応じてある身分に属し、その一員として政治的あるいは社会的な権利とチャンスをもつていた。各人は自分が属する身分のメンバーにふさわしく行動することを期待ないし強制され、そうすることができなければ身分的名誉を失つた。富が求められたのはそのような身分相応の振舞いをするためであり、貨幣と財産をどのように使うかは身分によつて規定されていた。それゆえ身分にふさわしい振舞いとは、道徳的要求であると同時に経済的行為であり、さらに政治的態度でもあつた。身分相応の体面をどれほど気にかけるかは身分によつて一様でなく、それを最も重大視したのは貴族と手工業者であるが、なんびともそれに無関心でいることはできなかった。身分的秩序は十八世紀にはすでに解体の徴候を見せはじめていたが、しかし大抵の人々は十九世紀になつてもまだ心のなかではこの秩序世界から離れられないでいた。

ヨーロッパの初期近代を特徴づけるこの身分制社会は、中世的諸関係の遺物ではなく、初期近代国家の生成と市場経済の発展を通じて生じた社会的分化の産物である。コロンブスによる新大陸の発見（一四九二年）とヴァスコ・ダ・ガ

マによる東インド航路の開拓（一四九八年）は、ヨーロッパにとって新しい世界を開いて海洋貿易を發展させた。アダム・スミスは『国富論』（一七七六年）においてこれらを「人類史上に記録された最大にして最重要な二つの出来事」と呼んでいるが、「大航海時代」におけるこれら一連の「地理上の発見」は、ヨーロッパの海外進出と、公然あるいは隠然たる力の行使によって支えられた不平等な交換に基づく「資本主義的世界システム」生成のための前提条件を創り出した。アメリカ大陸の発見とインド航路の開拓によって商業資本の活動範囲はヨーロッパの枠をこえて飛躍的に拡大されるとともに、従来の地中海貿易にかわって東インド貿易と新大陸貿易が繁栄し、インド洋と大西洋が世界商業の動脈となり、ヨーロッパ経済の中心は地中海から大西洋沿岸へと移っていった。そして商業上の覇権をめぐる争ったのは、もはやかつてのような個々の都市や都市同盟ではなく、擡頭しつつある初期近代国家（frühmoderner Staat）であった。

こうした資本主義的世界システムの形成と結びついた市場経済の拡大と初期近代国家の生成は、身分的秩序を解体させたと考える向きもあるかもしれないが、事實はそうでなかった。十六世紀における古い秩序の弛緩と流動化の時代あと、中世の身分制社会は崩壊したのではなく、支配権力によって保護された厳格な身分的秩序に変容したのである。イギリスやオランダのような国々では確かに身分的格差を縮小する傾向が見られた。しかしヨーロッパ全体としては、流動的でまだそれほど閉鎖的でなかった身分制社会が、硬直した身分構造をもつ閉鎖的で細分化された社会的秩序に変わったのである。初期近代国家は、教会の新しいモラルの支持を得ながら、命令と処罰を挺子としてこの身分的秩序を厳格に規制しようとした。

そのような政策の一つが、公権力によって中世末期から十八世紀にかけて発布された衣服規制令（Kleiderordnung）である。衣服規制令の時代が身分制社会の時期とほぼ重なり合うのは決して偶然ではない。その意図は、身分制社会のヒエラルヒーを可視的に表現することにより、差別の原理によって維持されている政治的秩序を安定させることにあつ

た。身分独自の服装や生活様式は、身分の社会的名誉と尊敬を誇示することによって身分内の結束を固めると同時に、身分間の区別を際立たせる社会的シンボルの役割を果たすことにより差別と排除の手段としても機能した。統一的な国家権力の形成と身分的秩序のあいだには緊張と時には軋轢が存在した。しかし両者は決して相容れないものではなく、衣服規制令に示されているように、当時の支配者たちはまさに厳格な区別と差別を特徴とする身分制社会のうちに政治的秩序の保証を見出していたのである。

初期近代における身分制社会の硬直化傾向を数量的に把握することは容易でないが、都市についてはそれが程度まで可能である。硬直化現象の一つのインデックスは、新たに市民として登録された者のうちに占める市民の息子、いわゆる世襲市民 (Erbbürger) の割合である。まずフランクフルト・アム・マインの場合を見てみよう。表1に見られるように、十七世紀半ば以降、市民の息子の比率は上昇しており、閉鎖化の傾向が強まっていったことを示唆している。男子の市民だけをとってみると、男子の移住者にたいして市民の息子が新市民に占める比率のうえで高まっていく傾向は、十七世紀初めから一貫して続いていたことが分かる (表2参照)。一三六年のあいだに両者の割合は完全に逆転してしまった。いまひとつ、フランクフルト市の人口の流動性が低下して固定化が進んでいったことを印象的に示しているのは、同市の市民の娘以外の女性と結婚した市民の息子の比率の低下である——一六三一〜五〇年 \parallel 二一・六パーセント、一六五一〜七五年 \parallel 十三・七パーセント、一六七六〜一七〇四年 \parallel 八・一パーセント、一七〇五〜三五年 \parallel 三パーセント。

もっと小規模な都市においても同様の現象が観察される。表3はインスブルックの新市民と市民の息子との関係を示したものである。時代を下るにつれて、新市民として受け入れられたおよそ一〇〇年ごとの人数が八九一、六七八、四九二と減少していくと同時に、そのなかに占める市民の息子の割合が二四パーセント、四五パーセント、五四パーセン

表1 フランクフルトの新市民 (1600-1735年)

期 間	新市民	市民の息子
1600-1630	4776	1681 (35.2%)
1631-1650	2726	862 (31.6%)
1651-1675	3400	1526 (44.9%)
1676-1704	4320	2035 (47.1%)
1705-1735	5171	2776 (53.7%)
合 計	20393	8880 (43.5%)

Soliday (1974) : 45.

表2 フランクフルトの男子の新市民 (1600-1735年)

期 間	新市民	市民の息子	男子移住民
1600-1630	4776	1681 (35.2%)	2653 (61.2%)
1631-1650	2726	862 (31.6%)	1131 (56.7%)
1651-1675	3400	1526 (44.9%)	1063 (41.1%)
1676-1704	4320	2035 (47.1%)	1407 (40.9%)
1705-1735	5171	2776 (53.7%)	1610 (36.7%)
合 計	20393	8880 (43.5%)	7864 (47.0%)

Soliday (1974) : 46.

表3 インスブルックの新市民 (1487-1795年)

期 間	新市民	市民の息子
1487-1600	891	212 (24%)
1601-1700	678	308 (45%)
1701-1795	492	265 (54%)
合 計	3061	785 (26%)

Takagi (1993) : 281-282.

トと上昇していった。この間にインスブルック市の市民人口は徐々に流動性を失い、閉鎖化の傾向を強めていったのである。

Ch・フリードリクスの研究によれば、ネルトリンゲン (Nördlingen) においても、同市の市民の息子と娘との結婚の割合は、一六一〇年までは婚姻教全体の五九パーセントを越えることがなかったけれども、それ以後はいくつかの変動を含みながらも上昇傾向をたどった。「要するに、一六一〇年以降ネルトリンゲンは、ますます閉鎖的で、同族結婚によって結ばれた社会 (an increasingly closed, endogamous community) になっていった」と、かれは述べている。

ところで、貴族、市民、農民といった各身分間の溝が深まっていくなかで、一方ではそれぞれの身分内における上層部（貴族の世界では高級貴族、都市では都市門閥、農村では豪農）の固定化と閉鎖化が進んでいった。これらの上層部は、下からの上昇を極力排除し、結婚政策や縁故関係を通じて富と社会的地位を維持しようとした。そしてさらにこうした上層部の閉鎖化と並行して、各種の身分の序列の外に閉め出されるかたちで、どの身分にも属さないマージナルな集団が形成され、まっとうでない者として差別されるようになった。それは上層部への参入を阻止された者たちのリアクションであり、かれらもまた上層部と同じ行動パターンをとって閉鎖化の傾向を強め、かれらがまっとうでないのみならず人々を排除しようとしたのである。差別は名誉と富を得るチャンスを狭めることを意味したから、こうして賤視と貧困を甘受することが運命の定めである周縁集団が形成されていった。初期近代の身分制社会は、いかなる身分にも属さない人間集団をつくりだすことによって完成したのである。かれらは、その出自と仕事のゆえに、身分制社会において立派な (ehrenhaft) 地位を占めることができず、身分的榮譽からも社会的榮達からも閉め出されたアウトサイダーであった。

卑賤という觀念はいわば名譽という觀念の裏面ないし影の部分とみることができ、名譽が各人の社会的ステータスを規定する中心的なカテゴリーとみなされるようになったのは、身分制社会が形成されてくる十五・十六世紀以後のことである。ファン・デュルメンが指摘するように、「初期近代の身分制社会におけるほど名譽 (Ehre) が重要な役割を果たした社会はない。人々や種々の社会集団の日常生活と日常行動においても、重要なのはただ生き続けることでもなければ、単なる富の蓄積や政治力や社会的地位でもなかった。あらゆる行動の目標は、万人が服する身分的価値秩序によって定められているような、まともで立派な生活 (ein ehrbares und ehrenvolles Leben) であつた。」名譽觀念と名譽感情はとりわけ貴族と手工業者とにおいて異常に際立っており、貴族の《Ehre》と手工業者の《Ehrbarkeit》は一種の身分イデオロギーにまでなつていた。このようなわけで名譽の觀念の裏面としての賤視の体系は、中世に起源をもつものというよりも、むしろ身分制社会の凝固化ないし結晶化との関連において把握されるべき初期近代の社会現象なのである。

とはいえ、以下に簡単に見るように、賤視の体系は決して首尾一貫したものではなく、時代と地域によって、また社会階層間においても違つていた。そもそも賤視というものが生まれたのは中世都市の手工業者の世界においてであり、いくつかの職業についてはその痕跡は中世のかなり早い時期に見出されるが、特定の職業に携わる人々を賤民として差別し排斥する態度は、ツンプトの形成と拡大にもなつて、とりわけ遍歴職人を通じて広まり、十六・十七世紀にその頂点に達した。すべてのツンプト手工業者が同等の社会的威信とステータスをもつていたわけではなく、例えば金匠と靴屋では相当の違いがあつたけれども、賤民との接触は手工業を穢すとして、かれらを受け入れないという点では一致していた。賤民の排除は、かれらがまともであること (Ehrbarkeit) の証しと考えられていた。手工業者とかれらのツンプトは初期近代都市の重要な社会的勢力であり、市政の中枢にまでその影響力を及ぼすことさえあつたので、個々の

ツンプトによる差別政策は市参事会によつて担われたばかりでなく、それはまた都市の政策の構成要素を成していた。もつとも、ツンプトがその力を「濫用」し、公共の福祉よりも自己の利益を優先する態度が露骨になると、都市当局はツンプトの利己的行動とは一線を画し、十把ひとからげの差別に反対の立場をとるようになったのではあるが。

賤民の三つのグループ

身分制社会におけるそれぞれの身分内部の各種の社会集団は、共同体として組織されていた。「共同体の原則は基本的には対内的平等にあり、それは同時に排他的な組織でもあった。賤民とはこのような各種身分の序列外におかれ、その内部にある共同体からも排除された人々をいうのである」（『刑吏の社会史』十四ページ）。賤民として蔑まれた連中には刑吏以外に次のような人々がいた——捕吏、墓掘り人、塔守り、夜警、風呂屋、床屋、森番、木の根売り、亜麻布織工、粉屋、娼婦、皮剥ぎ、犬皮鞣工、家畜を去勢する者、道路掃除人、煙突掃除人、陶工、煉瓦工、乞食と乞食取締役、遍歴芸人、遍歴楽士、英雄叙事詩の歌手、魔法の歌手、収税吏、ヨーロッパ周辺部の賤民、ジプシー、ユダヤ人など。

賤民として差別された人間集団のうち、（ユダヤ人やジプシーなどを除いて）特定の職業ないし仕事のゆえに賤視された人々を主に取りあげると、われわれはファン・デュルメンに従つてかれらを三つのグループに分けることができる。第一は放浪者たち（*fahrende Leute*）で、その中核を成したのは乞食や浮浪者、遍歴楽士や見世物師、小売商や行商人であった。第二のグループは、いわゆるまっとうでない（*unehrich*）手工業のゆえに賤視された人々で、これには粉屋、羊飼、皮鞣工、亜麻布織工、陶工、風呂屋、床屋などが含まれる。第三は低級な公務に携わる人々で、かれらは汚物や刑罰や死にかかわる穢らわしい仕事を行った。これに数えられるのは、一方では墓掘り人、道路掃除人、廷丁と捕吏、

他方では皮剥ぎと刑吏である。

以下各グループごとに差別のされ方の違いを述べていくが、そのさい、そもそもなぜこれらの職業の人たちが賤視されたのかという大問題を正面から論じる用意はない。ただこの問題にアプローチするときの観点としては、次のような立場が妥当であると思われる。「いわゆる賤民なるもの (Unehrichtkeit) の起源は判然としない。説明のためにさまざまな仮説が立てられており、それらは個々の点では解明に資するところがあるが、現象全体に関しては十分に満足のいくものではない。全体的に見れば、古い宗教的なタブーと新しく登場した文化・宗教との一種独特な緊張の場ではなく、その時々々の時代の社会的現実のなかに、「賤視の」起源は求められるべきであろう」(クラマー)。

(一) 放浪者たちには前述した以外にも種々雑多な人々が含まれていたが、ホームレスたること (Heimatlosigkeit) がかれらの共通の特徴であった。これらの人々はまた世間一般から常に詐欺を働くのではないかという猜疑の目で見られており、これがかれらのもう一つの共通点であった。かれらおよびかれらの子孫はツンプトに受け入れてもらえなかった。それだけでなく、これらの住所不定の放浪者たちは公権力から容認されなかったばかりか、犯罪人や無為徒食の輩として権利なき者の宣告を受けた。ツンプトは放浪者たちを手工業に近づけまいとしたにとどまったのにたいし、公権力はかれらを全体として軽薄で悪辣な、主人のいない (Herrenlos) ならず者の集まりとみなして、かれらにいかなる保護と権利も与えようとしなかった。

乞食や浮浪者は中世末期にはかなりの数にのぼっていたが、十六世紀以後さらに増加し、成人の男女ばかりでなく子供や老人を含む集団になっていた。かれらはすでに中世においてもまともな世界の住人ではなかったけれども、まだ身分制社会の一員とみなされていた。しかし宗教改革以後の時代になると、かれらは社会の外へはじき出され、日陰者と

して扱われるようになる。遍歴楽士と見世物師もすでに中世以来賤視されていたが、徹底した差別が行われるようになるのは、年市や教会開基祭が広まるにつれてかれらの職種が多様化する初期近代においてである。行く先々でその土地の住民を楽しませる音楽や見世物や曲芸でもって食い扶を稼ぐこれらの放浪者には、実にさまざまな技芸をなりわいとする人たちが含まれていた——香具師、手品師、綱渡りの曲芸師、馬上曲芸師、猛獣使い、剣術使い、熊使い、道化師、レスラー、軽業師、魔術師、市の呼び売り人、大道歌手、奇蹟による治療を行う医者、火を食ってみせる奇術師、動物の声の物真似師、楽士、コメディアン、バッグパイプ奏者、占い師。種々雑多な日用品——金物や手芸品、香辛料や果実、治療薬や道具類——の商いによって生活している遍歴商と行人、日常生活に必要な手仕事の技量を売りものとして渡り歩く鑄掛け屋や鉄研ぎ師も、農村生活にとって不可欠の存在であつたけれども、十六世紀以降ますます差別されていった。

(二) 第一の放浪者のグループはツンフトから完全に閉め出されたばかりでなく、公権力の側からもならず者として犯罪者扱いされたが、これにたいして第二のまっとうでない手工業者は、まともな (gildar) 手工業者の誹謗中傷を受けてツンフトから排除されたけれども、公権力は大抵の場合かれらの味方に立ち、ツンフトによる差別にたいしてかれらを庇いさえた。卑賤な職業にたいする差別は中世以来のものであつたが、賤視される職業の数が増え、経済的圧迫に苦しむ手工業者たちがそれを意識的な闘争手段として利用するようになったのは、十六世紀以降のことである。またこのグループに含まれる職業がすべて卑賤なものであるということは、どこでも通用する共通感覚では決してなかつた。研究の現段階ではまだあまり明らかになつていないけれども、この点に関しては地域的な相違が認められる。粉屋は都市のまともな手工業からは排除されたけれども、農村社会では賤民として扱われたわけではなかつた。風呂屋や床

屋は、ハンブルク、ヴェルツブルク、チューリヒなどにおけるように、自己のツンフトを形成し、市参事会員になるとさえできるところもあった。E・マシユケによれば、亜麻布織工は北ドイツと東ドイツの諸都市では一般に賤民とみなされたけれども、高地ドイツの亜麻織物生産地帯ではそうではなかった。

亜麻布織工は、かなり早くから名譽にはならない (unehrenhaft) 職業とみなされていた。十四世紀からかれらの子供の受け入れを禁ずるツンフトが増えていく。一三三〇年、ブレーメンの靴屋ツンフトは亜麻布織工と荷担ぎ人夫の子供を受け入れることを禁止した。一三八八年、ヒルデスハイムの肉屋ツンフトは、羊飼いと粉屋のほかに、亜麻布織工とその子孫を閉め出すことを決めた。亜麻布織工がツンフトから排斥されたのは、かれらが絞首台の建設に携わったという噂がたっていたからである。だがまた、亜麻布織工にたいする差別は、十五世紀に農村から都市へやって来る亜麻布織工の数が増加して、都市の織物手工業と競争するようになったという状況にも起因していた。

羊飼いが賤民として扱われるようになったのは十四世紀半ば以降である (例えば、一三七七年、フランクフルトの肉屋ツンフトの規則)。羊飼いの賤視は十四世紀にはまだ散発的であったが、十五世紀になるとツンフト制度の発展につれて一般化していった。かれらが賤視されたのは——皮剥ぎのいないところでは——皮剥ぎの仕事をやらされていたからであり、かれらにたいする誹謗は手工業者以外の人々にまで広がった。羊飼いの娘との結婚も面目失墜を意味した。

風呂屋や床屋が賤視された理由はまったくはつきりしない。風呂屋はしばしば疫病を広める接触の場となりえ、十五世紀以降は娼家と風呂屋の境目が曖昧になったために、いかがわしい職業とみなされるようになったのかもしれない。

粉屋が賤視された理由も同様にはつきりしない。かれらは中世末期においてはパン屋と一緒にあってまともなツンフトを形成していたこともある。粉屋が賤視されたのは、粉をくすねるといふ疑いをかけられていたからではない。とい

うのは、この点ではパン屋も同様に猜疑の目で見られていたからである。粉屋は人里離れた川辺の水車小屋に住んで、農村や都市から隔絶された生活をしていたので、なんとなく得体の知れない薄気味悪い印象を与えた。また製粉用の水車はしばしば領主によって所有されていて、その運転には非自由人が雇われた。こうしたことが粉屋を差別する態度を生み出したのかもしれない。

(三) 刑吏と皮剥ぎが穢らわしい職業として賤視されなかつたところはどこにもなかつた。例えば、いくつかのライオン諸都市のパン屋ツンフトが定めた一五二三年の「協定書」(Bundsbrief)では、「いかなる親方も刑吏、皮剥ぎあるいは他の賤民と飲食を共にしてはならない」と、刑吏と皮剥ぎが名指しで言及されている。そして皮剥ぎは刑吏に比べて魔術的な威信が少なかつたので、不名誉な人々のうちでも最も低いところに位置していた。ツンフトに染みついたさまざまな「弊風」の廃止を謳った一七三一年の帝国手工業条令(Reichshandwerksordnung)でも、皮剥ぎだけは、最初の世代が別のまともな職業に就き、家族とともに少なくとも三〇年間その職を続けたのちにはじめて、その次の世代にツンフトへの門戸が開かれると定められている。

刑吏と皮剥ぎはまともな手工業から排除されたばかりでなく、すべての民衆から忌避され、かれら自身も人々から疎まれていたことをはつきりと自覚していた。かれらの仕事は当時の社会にとって絶対に欠くべからざるものであり、かれらは——他のまっとうでない手工業とは違って——ほかならぬ権力機構の末端につながる官職を保持していたにもかかわらず、かれらとほんのちよつとかかわつただけで、例外なく「村八分」以上の悲劇がもたらされた。すなわち、①かれらとの個人的なつきあい（かれらと飲食をともにしたり、かれらの子供の代父母を務めたり、かれらの棺を担いだりすること）、②かれらが用いる道具、例えば絞首台、晒し台、皮剥ぎの剣などに触れること、③知ってか知らずかを問

わず、かれらの仕事への介入（犬を殺したり動物の死骸を片付けたりすること）——これらの行為はすべて身の破滅を招くタブーであった。

「刑吏や皮剥ぎの職業には触穢思想とつながる卑賤観があり」（『刑吏の社会史』二八ページ）、この点で他の賤民とはかなり異なっていた。しかもそうした触穢思想は、啓蒙の時代といわれる十八世紀後半になってもまだ多くの人たちのメンタリティーに深く根ざし、かれらの行動を根底から規定していた。一七八四年、リューネブルク近郊での出来事である。ひとりの皮剥ぎが大勢の人々が見ているままで落馬した。見物人の誰一人として、悶え苦しんでいる皮剥ぎを助けようとする者はいなかった。かれは足を引きずりながらやつとのことで自分の家にたどり着いたが、間もなく事切れてしまった。

特殊な賤民としての刑吏

刑吏に対する社会的差別は広く見られた現象であるが、その程度はドイツにおいて一様ではなかったらしい。最近の研究によれば、とりわけ南部において刑吏は極端に穢らわしいものとされ、まったく隔離された生活を強いられたにたいし、北西ドイツでは刑吏は相対的に評価されていたが、その前提は、当地では皮剥ぎの職と刑吏のそれとが別々になつていたことであつたと言われている。がしかし、因果関係はむしろ逆で、刑吏の評価が相対的に高かつたからこそ皮剥ぎとは区別して扱われたのかもしれない。いづれにしても北西ドイツには、刑吏が代父になることさえでき、普通の人々と同じように埋葬され、かれの子供たちはまともな家族の子女と結婚できたところがあつたという。一五八五年にウルム出身のある旅行者がリューベックから報じているところによれば、当地では刑吏は——かれの故郷とは違って

——まっとうな人々から区別されることなく宴会ではかれらと同席するが、そのさい刑吏のために特別のジョッキが用意されるわけではなかったという。だが一般的には、先に述べた触穢思想のゆえに刑吏は忌み嫌われる存在であった。

見世物師や亜麻布織工や風呂屋と一緒に飲んだり食べたりしても名誉を失うことはなかったけれども、刑吏との接触はかれに付着した穢れを感染させると考えられていた。特に都市のツンプト手工業者は刑吏を極端に嫌悪した。例えば、一五六七年にプレスラウで刑吏と飲食を共にしたある刃物職人は、プレスラウにおいてだけでなく同市以外のところでも働くことができなくなった。というのは、かれが *Waidhofen a. d. Ips* にやっていると、そこにはかれを追い越してすでに急便が届いており、かれの「不名誉」(*Unehre*) はザンクト・ペルテン、ウイーン、シュタイアー、シュタインバッハ、ヴェルスにも広まっていたからである。これに似た話は数多く伝えられている（『刑吏の社会史』二一ページ以下を参照）。

拷問具と刑場にかかわるすべての物、特に絞首台や晒し台に触れることもまたタブーであった。絞首台は刑事裁判権の象徴であり、その保全と維持は都市当局や領邦国家の重大な関心事であった。しかし、絞首台に触っただけで穢れると信じきっていた手工業者たちに、その建設や修理を強制するのは容易なことではなかった。ここからいわゆる「絞首台祭り」(*Galgentes*) が生まれた。要するに、穢れる危険のある仕事には、公権力の肝煎りで、当該裁判管区内に居住する手工業者が全員で当たることにしたのである。

一六八一年にハルシュタットで絞首台を建てることになったとき、人々は祭りの行列をつくって刑場へ向かった。先頭に大工が立ち、次に市長と市参事会員、参審人とシュルトハイス、そのあとに左官と鍛冶屋、車大工と粉屋、パン屋と指物師、そして最後に亜麻布織工が続いた。というのは、絞首台の建設には、肉屋を除くすべての手工業者がかかわることになっていたからである。手工業者たちのあとには下級軍医、旗手、鼓手が従い、武装した全市民がしんがり

務めた。行列は刑場を三周し、市長と市参事会員が定礎に協力した。野外で昼食が行われた。絞首台が完成すると、旗手が手工業者の頭上で旗を三回振り、市民は礼砲を三発鳴らした。完成した刑場をまた三周してセレモニーは終わった。フランクフルト・アム・マインでは一七二〇年にまさにその名にふさわしい盛大な絞首台祭りが行われた（これに関しては、『刑事の社会史』一四二ページ以下をも参照）。これには総勢一三二八人の手工業者が参加した。絞首台の建設によって手工業者の名誉が穢されないように、市の書記は同市の紋章のついた旗を空に向かって四方に振り、刑場の四本の柱に手を触れなければならなかった。手工業者たちの仕事は五日に及び、その間からは市から飲食の賄いを無料で受けた。絞首台の建設は上棟式をもって終わり、手工業者たちは厳かにローズマリーの花輪を刑場に供えた。

このように盛大な絞首台祭りは稀であったけれども、絞首台の建設には一般に多数の手工業者が参加し、公権力の保護のもとで厳格な儀式に則って太鼓や笛の鳴り物入りで仕事にあたった。大抵このセレモニーは贅沢な食事で締め括られた。

さらに、刑事の職務行為の対象になった者も不浄の烙印を押された。すなわち、例えば刑事によって拷問にかけられた者は、潔白であることがあとで判ったとしても、もとの職業に復帰することはできなかった。ましてや刑事による名誉刑や身体（切斷）刑を受けた者は、当然にも名誉を奪われ、まともな社会からの脱落者となった。だから、不名誉の人格化である刑事との接触を免れることは恩赦とみなされていた。

一五一三年の革命のあと、ケルンでは数名の市参事会員とともに、市長代理二名と収入役一名が処刑された。市参事会員ディーデリヒ・シュピッツの首が処刑台から転がり落ちたとき、ある桶屋がそれを掴んで投げ返したところ、かれはツンフトから追放されてしまった。この桶屋は刑事の仕事に介入したために名誉を失ったのである。以後このような不幸な事態が起きないように、処刑台の周りに保護柵が設けられたという。

自殺は甚だしく名誉を傷つける犯罪行為とみなされており、人々は自殺者にたいして恐れと軽蔑を抱いていた。なんびとも自殺者を綱からはずしたり、墓へ運んではならず、自殺者を埋葬するのは一般に刑吏または皮剥ぎの役目であった。自殺者は絞首台まで引きずって運ばれ、そこで焼かれたあと埋められたり川に流されたりした。

一六九六年のことである。Herenstadt an der Bartschのある市民の妻が夜に高熱のために譫妄状態で走り回り、その後川で死んでいるのが発見された。彼女の夫は日雇人夫を雇い、かれに死体を川から引き上げさせ、棺に納めて埋葬させた。ところがその時この鰥夫は、自分で日雇人夫をまず死体のところまで、次にそこから墓までポートで運んだ。この「助力」(Dienst)が、のちになって大変な災いをかれとかれの娘にもたらすことになった。というのは、この娘がある仕立屋と結婚しようとしたとき、彼女は婚姻内出生 (eheliche Geburt) の証明書の発行を、花婿はツンプトへの加入を、父親の「逸脱行為」(Untat)を理由に拒否されたからである。

刑吏は都市のなかに住めないことが多く、住めたとしても市街から離れた町外れであった。かれは市民になることも証人になることも代父になることもできなかった。人々は刑吏との接触をできるだけ避けようとした。かれは一般の人たちが行く飲食店に入ってはならず、そうすることが許されたとしても特別のテーブルでひとり寂しく食べたり飲んだりしなければならなかった。ミサのときにも刑吏の席は指定されていた。かれは狼以外のものを狩ってはならず、自分の家畜を他の住民の家畜の群れと一緒に放牧することも許されなかった。かれが触った物はすべて回収され、誰もそれに手を触れようとはしなかった。刑吏が死んだときも、埋葬に手を貸してくれる人がいないため、葬式を行うことも容易でなかった（『刑吏の社会史』十八ページ以下を参照）。刑吏との接触の恐れは衣服の規制にまで及んだ。例えば刑吏の衣服に関するフランクフルト市の規定（一五四三年）によると、刑吏は見分けがつくようにベストやマントにはつきりと目立つ赤と白と緑のストライプを縫いつけていなければならなかった。しかもこうした衣服規制は日常生活におけ

る差別であつて、勤務のさいに着用すべき制服に関するものではなかつた。

徹底した差別は刑吏の家族にも及んだ。刑吏の妻が産気づいても産婆を見つけることが難しく、かれの子供は誰とも遊んでもらえず、物心がついた頃から自分がとつてもなく不幸な星のもとに生まれたことを否応なく悟らされた。息子たちは刑吏にしかなれなかつた。古い身分制社会では息子は一般に父親の職業を継いだものとされているが、このきたりに最も忠実だつたのが刑吏の息子である。死刑を宣告された女性を救おうとして刑吏が彼女に求婚したときでさえ、彼女は死のほうを選び、かれのプロポーズはすげなく拒絶されたのである。刑吏の娘を娶ろうとする者は——同業者を除いて——誰もいなかった。

刑吏の両義性

このように刑吏は民衆から徹底して差別され忌避されたのであるが、両者の関係はまた別の面をもつていた。すなわち、刑吏は民衆から医者として頼りにされる存在でもあつた。拷問や処刑を仕事としていた刑吏は、人体についての當時としては並々ならぬ正確な知識を身につけていた。特に被疑者に拷問を加えてはみずから治療して回復させるということは何度もくり返すうちに、刑吏は人体の構造や生命の限界や怪我の治療法を経験によつて学んでいったのである。刑吏の病気を治す力を頼つて多くの人たちが大概はこつそりとかれのもとを訪れた。時には公権力が刑吏を医者として雇うことさえあつた。その極端な例が、プロイセンの国王フリードリヒ一世が侍医としてかかえていたベルリンの刑吏マルチン・コブレントツで、かれはすでに一〇〇人以上の死刑囚を斬首した経歴のある人物であつた。一六八三年にはメンデン (Menden) で、その刑吏が市専属の医者 (Stadtmedicus) に任命された。そしてそうすることが法的に可能

になると、医学を学んで有名な医者になった刑吏の息子たちが少なからずいた。刑吏はまた獣医としても重宝がられていた。家畜のあいだで疫病が発生したような場合、当局はまず刑吏に出頭を命じて状況報告をさせ、かれの具申を尊重して対策を講じたものであった。フランクフルトは一五九〇年、Hans Nolthenの馬医者としての腕をかってかれを同市の刑吏に任命した。

一七四四年、プロイセンのフリードリヒ大王は試験をしたうえで刑吏に骨折や創傷や潰傷の治療を許可した。ベルリンの外科医たちが苦情を申し立てたのにたいして大王は次のような機知をもって報いた——余はすべての刑吏に無差別に治療を認めたのではなく、それに熟練した者にだけ許したのであるから、民衆が必要に迫られてかれのところに助けを求めるのを余は今後も妨げるつもりはない。外科医たちが自画自賛しているように有能であるならば、誰もが刑吏よりもかれらを頼りにするはずである。だが外科医にも無能な者がいるならば、民衆はその被害を受ける必要はなく、外科医に治してもらえず不具のままにいるよりも、刑吏に治してもらおうとするのは当然である。ゆえに、外科医がこぞって腕をみがき上手の域に達するならば、刑吏による治療は禁止などしなくともおのずから廃れてしまうであろう。

だが民衆が医者としての刑吏を訪れたのは、かれの病気を治す力だけが目当てだったのではない。それ以上に重んじられたのはさまざまな怪我や病気に効くとされた多くの治療薬で、そのなかには刑吏が公然と提供してもよいものもあれば、当局の目を盗んで密かに提供しなければならぬ怪しげなものもあつた。当時の一般民衆にとって病気は身体器官の障害によつて起こるのではなく、神々や霊の作用の結果であると信じられていた。刑吏をとり巻くすべてのもの、すなわち、暗い地下牢での拷問、死との密接なかわり、恥ずべき刑場、治療に関する刑吏の知識、人体に関するかれの知識、多くの治療薬の販売は、無気味ではあるけれども治療効果があると考えられていた。

絞首台の木材、絞首綱、絞首台の下に生えるマンドラゴラの根、人間の血、処刑された死者の四肢——これらのもの

は、迷信と融合して一つのものとなった民間医療において重要な意味をもっていた。死刑囚の血を飲むと難病とくに癩瘡が治るとか、処刑された盗人の親指を商品と並べて置いておくと商人に幸運をもたらすとか、死刑囚の皮は足部痛風に効き目がある、といった俗信が広く流布していた。驚くべきことにこのような迷信的側面は官憲からの弾圧をほとんど受けなかった。刑吏は官憲の許可を得て死刑囚の血を容器に受けとり、患者やその家族に与えた。一七五五年ドレスデンで殺人者が斬首されることになったとき、二人の仕立屋職人が癩瘡を患っている同僚に死刑囚の血を飲ませてやりたいと願ひ出た。市当局はかれらの願ひを聴き入れた。

このような迷信から死刑囚の死体あるいはその一部が刑場から盗まれるという事件がしばしば起こった。一四六二年フランクフルトで、車裂きの刑に処せられて刑車のうえで数日間生きていた男を、複数の女たちが輻からほどいて、かれを縛っていた綱の切れ端と一緒にもち去った。こうした迷信は十九世紀に入っても続いていた。一八二三年のザクセンでの出来事である。処刑の翌日死体から両方の手の親指が切りとられ、死刑囚の衣服の一部が剥ぎとられた。死体は一週間刑車のうえに載ったままであったが、足の親指を含めてすべての残りの指と衣服全部が盗まれた。その姿はあまりにも不快感をもよおさせるものだったので、当局はただちに埋葬を命令せざるをえなかった。ゴヤの版画集『氣まぐれ』(一七九九年)のなかに「齒を獲りに」(*Auf der Jagd nach Zähnen*)と題する一葉がある。そこには、絞首刑にされた男の齒を——かれと目を合せるのを避けようとして懸命に顔をそむけながら——引き抜こうとして爪先立っている女が描かれている。ゴヤは迷信の愚かさと人を真剣にさせる迷信の力を描こうとしたのだろうか。

医者としての刑吏を訪れたのは下層階級に属する病人だけではなかった。高位の身分の人たちもほかに手立てがなくなったときにはかれに助けを求めた。メンシゲン (*Memmingen*) の刑吏 Hans Schönstein は、都市貴族 Zoller の四度目を依頼を受けてやっと鎮痛剤の処方箋を書いた。そのとき Zoller は、もし刑吏の責任が問われるようなことがあれ

ば、かれ自身が釈明することを確約したからである。また、医者たちに見放されて困り果てたメミンゲンの市長は刑吏の治療を受けた。結局かれは死んでしまったが、メミンゲンの医者たちはそれを刑吏の治療のせいにして、かれを市から追放するよう要求した。

刑吏が実際にどのような治療を施していたかをうかがわせる興味深い資料がカウフボイレン (Kaufbeuren) の市立文書館に保存されている。一七一五年に同市の刑吏ヨハネス・ザイツ (Johannes Seitz) によって作成された手書きの『医療の書』(Buch der Medicie) がそれである。H・シューマンの著書に依ってその内容を簡単に紹介すると、そこには、考えられうるすべての病氣と怪我にたいする五〇〇の薬の処方のほか、美容法やインクの製造法までもが含まれている。そしてこれに付録として別人の手になる八六の処方箋が続き、そのほぼ三分の一に当たる二七は、女性の胸、子宮、産褥、妊娠にかかわる病氣や子供の障害に関するものである。

「ここに医療の書が始まる。そこにはありとあらゆる疾患と人間の病氣にたいする有益な助言と薬剤が見出されるであろう。」「このような書出しで始まる『医療の書』は、まず人間の尿の性質、尿から診断できる病氣と使用されるべき薬剤について詳しく述べたあと、多種多様な瀉下 (Purgation) の方法を記述し、次に梅毒の治療法を詳説する。これに続いて、頭から足の裏にいたるさまざまな疾患を扱うとして、頭部に関する一連の処方が記されている。だがここからあとの叙述は体系性を欠いているという。

この『医療の書』は学問的な医学書と民間医療からの寄せ集めである。使われている薬剤の大部分は植物である——花、葉、草、実、種、根、茎、球根。これらの生薬のほかに香辛料（生姜、ナツメグ、丁香、胡椒、芥子）も挙げられている。金属や鉱物は少ない——水銀、アンチモン、明礬、硫黄、金。動物の体の一部を薬として用いるものには、コウノウトリや野兎の心臓、野兎の脳、犬・山羊・野兎の肝臓。丸ごと砕いて乾燥させたあと粉にして薬をつくる動物と

しては、蝸、ミミズ、ワラジ虫、ザリガニ、ヒキガエル、若いカワサギ、若い大鴉、魚。さらに孔雀・鳩・犬・牛・雄馬の糞、野兔・ロバ・馬の尿、燕・鷺鳥・大鴉・野兔・猫・雄猪・雄牛・雄山羊・鰻の血、馬・豚・山羊の乳、山羊・雄羊・犬・野兔の肝汁、猫・犬・穴熊・狼・熊・鹿・去勢した雄鶏・鷺鳥・鰻の脂、猫の耳、鶏の腸と足、カワマスの頭と顎、狐の舌、禿鷹の目と嘴、蛇の皮と頭。人間に由来するものとしては、女性の乳、瀉血した血、自分の尿、少年の尿、自分の唾液、子供の糞、耳垢、爪、死人の齒と下肢。見られるようにいわゆる「汚物薬法」(Dreckapotheke)がかなりの割合を占めている。

刑吏が処刑のさいに用いる刀は、両刃の一メートル以上もある両手でもたなければならぬ重い道具で、それにはしばしば格言めいた文句や刑車や絞首台などの絵が刻まれているが、これにも多くの伝説がまつわりついている。古くから刑吏の刀は仕事の間近に迫ってくるかと鳴りはじめると語られてきた。一五三九年ブレーメンで八〇人の海賊が斬首されることになったとき、Adelarif (od. Adalaris) 親方の刀は八〇回鳴り響いたあと、さらにもう一回とくに甲高く鳴った。そして数年後にこの親方自身が魔法の罪で火炙りの刑に処せられたとき、あの最後に鳴った一回はかれの死を予告したものにちがいないと人々は解したという。

幼い頃に刑吏の刀で首に傷をつけてもらうと、生涯ずっと裁判にかけられないで済むという伝説があるが、クレメンス・ブレンターノの短編『けなげなカスペルと美しいアンネルの物語』では、この言い伝えを無視したことがアンネルに災いをもたらさすきっかけとなる。カスペルの祖母でアンネルの名づけ親でもある老婆アンネ・マルガレートが昔を回想して語っている箇所である。

「アンネルの母親の」お甲いがすむと、わたしは三つだった小さなアンネルを抱いて家へ帰りました。

わたしは帰る途中の小さな町の町はずれにある首斬り役人の家に寄りました。その親方は獣医としても名が知れて

いたので、わたしは村長さんに頼まれていた薬を取りに寄ったんですよ。部屋にはいつて用事を言うのと、親方は、藁草は屋根裏部屋にあるから、いっしょに来て、捜す手伝いをしてくれ、と言いました。わたしはアンネルを部屋に置いて随いて行きました。部屋に戻つて来ると、アンネルは壁に造りつけた小さな戸棚の前に立っていて、『おばあちゃん、中にねずみがいるよ。ほら、がたがた聞こえるでしょ、ねずみがいるのよ』と言いました。

子どものことばを聞くと、親方はひどく真剣な顔になって、戸棚をさっと引き開けると『おお、大変だぞ！』と言いました。というのは、戸棚の中には首斬り刀だけが釘に掛けてあつたが、その刀がぶらぶら揺れていたんですよ。親方は刀をおろしました。わたしは身震いしましたよ。『おかみさん、この小っちゃなアンネルが可愛いなら、わしがこの刀でこの子の首のまわりの皮に、ほんのちよつぱり傷をつけるけれど、こわがつちやいけないよ。だつてな、刀はこの子の前で揺れていたな、こいつは子どもの血を欲しがっているんだよ。だから、もしこの子の首に傷をつけてやらんという、子どもの一生にはひどい不幸がつきまとうのさ』と親方は言うんですよ。そして子どもをつかまえると、子どもはものすごく泣き叫び始めました。わたしも叫んで、アンネルをひつたくり返しましたよ。その時この町の町長さんがはいつて来ました。獵の帰りで、この刑吏の親方に負傷した犬の手当てをしてもらいに寄つたんです。町長さんは叫び声のわけをたずねました。アンネルが、『おじちゃんがわたしを殺そうとするの！』と叫びました。わたしは驚きのあまり取り乱していました。首斬り役人は町長さんに事情を話しました。すると町長さんは、そんなことは迷信だと言って、激しいことばできつくなじりました。親方はぜんぜん平気で言い張りました。『先祖がみなそう思つて来たんだし、わしもそう思いますのさ』つてね。すると町長さんはおっしゃいました。『フランツ親方、あすの朝六時に獵師のユルゲの首をあなたに斬つてもらわなくてはならん。あなたの刀が動いたのは、それを知らせにわたしが来たせいだ、そう思うなら、まだしも大目にみてやろう。だが、それがこの可愛い子どもに何か関わりがあるなぞと言うのなら、そりゃば

かげた、気違いじみたことだ。幼い頃こんなことがあったなどと、大きくなってから聞かされたら、人間はやけを起すかもしれないのだ。どんな人間も惑わしてはいかんだよ。」——「首斬りの刀だつてそうですよ」とフランツ親方はひとりごとを言つて、また刀を戸棚につるしました。」（渋谷寿一訳）

その後アンネルはフランツ親方の予言通りひどい不幸に見舞われ、斬首の刑で短い生涯を閉じた。哀れなアンネルの血を吸つたのはあの首斬り刀だつたのだろうか。（未完）

〔付記〕参考文献は論文の末尾に一括して掲載する。